

河川景観の特徴、目標と方策の例 - D区間 [水穂大橋～幌平橋] -

現在の景観の特徴

D区間の河川景観は、「札幌市の中心市街地を流れ、瀬、河原、河畔林といった自然的な流れがある都会的な扇状地河川の景観」が特徴である。

景観を構成する特徴的な要素として、水域の砂州、瀬やトロのある流れ、水際域の砂州（河原）とまばらな河畔林、高水敷の広場、堤内地の札幌中心市街地があげられ、上流側の藻岩山やさまざまなデザインの橋梁がランドマークとなっているが、藻岩山は豊平川沿川のビルにより見通しが遮られている。

河川景観の目標（D区間の共通事項）

1) 河川区域

【保全】

瀬、河原、河畔林のある河川景観を保全する。なお、河畔林は治水上支障がない範囲で保全する。都市中心部で多くの人々が自然を身近に感じることができるよう、河川の自然を活かした水辺に安全に近づける親水空間を確保する。

さらに、シークエンス景観*としてランドマークとなる幌平橋の眺望を確保する。

*「シークエンス景観」：視点を移動させながら、次々と移り変わっていく場面を継起的に体験すること。対象そのものは変化せず、景観の変化は視点の移動によるものである。（資料：景観用語事典）

【改善】

派手な色彩の利用施設など、河道内における目立つ人工物を改善する。なお、コンクリート護岸については街並みの景観との調和を図る。

また、平坦で単調な高水敷では、整然としながら単調にならない高水敷の景観を形成する。

現在ある良好な景観要素を活用するため、床止工の補修・改築の際には景観に配慮するとともに、床止工周辺や幌平橋など景観に変化を与える場所では、それらの景観を楽しむ場を形成する。

2) 堤内側

【保全】

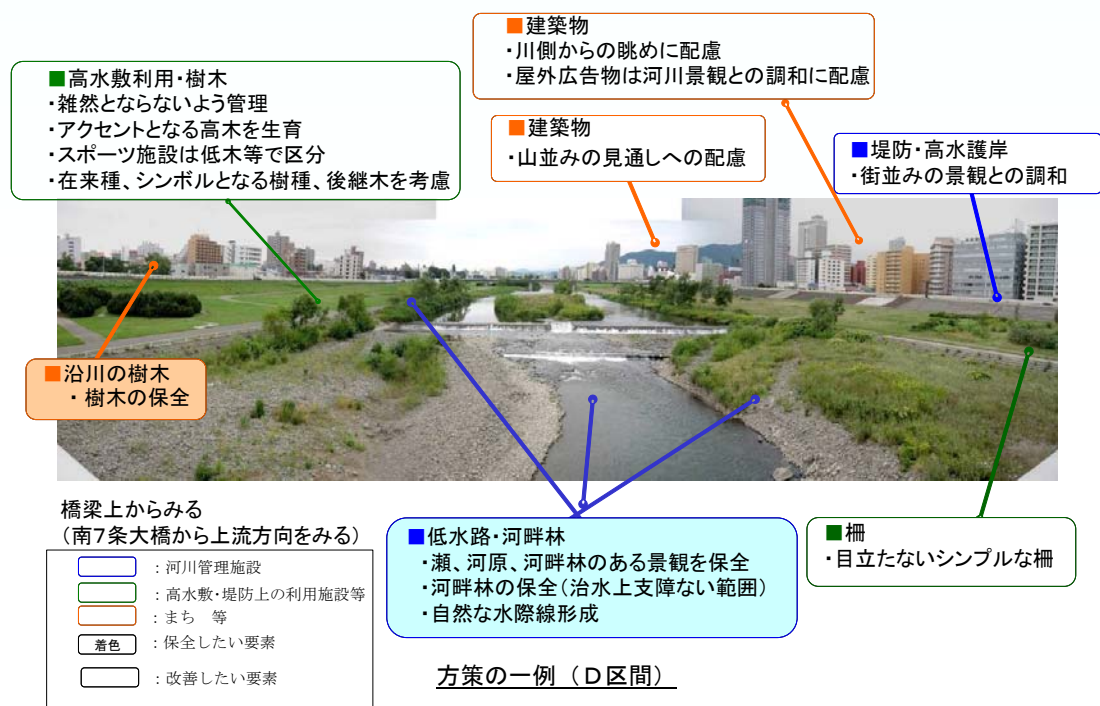
山並みスカイラインの背景を見通せる景観を保全するよう努める。

【改善】

擁壁によりまちと川が分断された景観を改善するなど、都市と豊平川の景観の調和を図られるよう努める。

3) 河川・堤内共通

現在、堤防上は交通量の多い堤防道路となっており、今後の新たなまちづくりや市街地形成と連携しながら、まちから川へのアクセス性の向上を図っていく必要がある。



*目標達成のための方策について、この概要版では一例を示しています。

「豊平川景観形成の基本的な考え方」の概要

北海道開発局 石狩川開発建設部

はじめに

【背景・目的】

平成16年に景観法が施行され、札幌市や北海道においてはより美しく魅力的な街並みの創出等を目的として、景観に関する条例の改正や景観計画の策定が行われました。

豊平川では、平成18年に「石狩川水系豊平川河川整備計画」が策定されましたが、この中で河川景観について、山間域、農業域、都市域、拠点域などの流域特性や土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その保全と形成に努めることを基本とし、地域の景観と調和する豊平川らしい河川景観の保全に努め、また、河川景観を形成する多くの構造物のデザインを河川景観に馴染ませるよう努めることとしています。

さらに、都市の魅力向上させ、市民の貴重な共有財産として親しまれる地域にふさわしい美しい河川景観を形成する必要があります。

河川景観に関してこの計画を具体化するため、石狩川開発建設部は、「豊平川景観形成の基本的な考え方」(以下、「考え方」という。)を北海道及び札幌市と連携し、学識経験者の意見も踏まえて策定して河川景観の保全と形成を図りつつ川づくりに取り組むものであります。

豊平川の良好な河川景観の保全と形成を図るためには、河川区域の中だけに限らず、遠方の山々や豊平川周辺の土地利用状況、建築物等と一体として考えていく必要があります。まちとの連携が欠かせないものであることから、「考え方」の本文では、札幌市景観計画を踏まえ、河川区域外も含めて記述しています。

「考え方」は、河川管理者、占有者のみならず、沿川自治体及び豊平川沿川の景観形成に役割を担っている各種の事業者、市民が豊平川の景観形成について共通の認識を持ち、以下の場面で活用することを期待しています。

・河川管理者：

- ①河川管理施設の設計・維持管理において、「考え方」を反映する。
- ②占有者等の豊平川の利用者に対して、「考え方」が反映されるように周知・啓発を図る。

・沿川自治体・沿川事業者・市民：沿川・流域における豊平川の河川景観に係わる取り組みについて、「考え方」を尊重する。

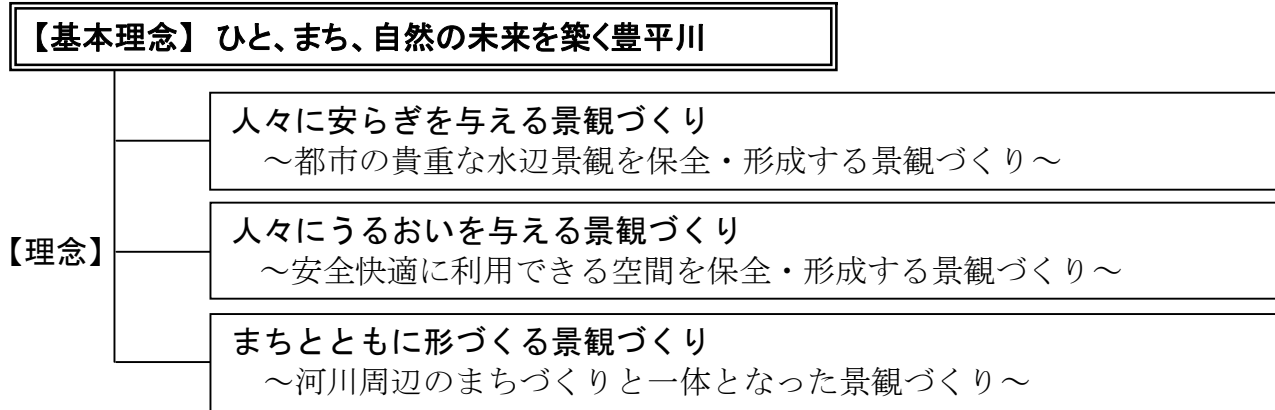
【豊平川の良好な河川景観の実現に向けて】

実施にあたっては、関係者からなる協議の場を活用するとともに、市民や豊平川において活動するNPO等へ情報の提供や意見の収集等を行い、連携に努めていきます。

また、具体的な景観設計の参考となるデザインコードを札幌市景観計画等と整合を図り、別途策定する予定です。

1. 「豊平川景観形成の基本的な考え方」の理念

「考え方」の立案に際しては、治水の安全性を前提とした上で、人々がまちから豊平川の水と緑とそれが育む自然を楽しみ、人々が川辺で潤いを感じる豊平川の景観を、まちづくりと一体となって保全と形成を図り、その景観を次世代に引き継ぐことができる魅力ある川づくり、「ひと、まち、自然の未来を築く豊平川」を基本理念としました。また、基本理念を支えるべく、以下の3つの理念を定めました。



2. 「豊平川景観形成の基本的な考え方」の考え方

「考え方」の対象区間は、豊平川の指定区間外区間（上流端：真駒内川合流地点付近 下流端：石狩川合流点）です。

「考え方」では、豊平川の河川景観が類似した区間（＝「景観区分」）を設定して景観の特徴を整理したうえで、それぞれの区間毎に目標を設定し、その目標達成ための方策を示します。景観区分は、下図のA～E区間を設定しています。

豊平川の河川景観の目標は、石狩川水系豊平川河川整備計画及び札幌市景観計画等の流域における景観に関する計画と整合を図りながら、良好な河川景観の保全と形成をめざし、以下の基本方針にもとづき設定しました。

（目標設定の基本方針）

- ① 現在、良好な河川景観が見られるところについては、その景観を保全することを基本とします。
- ② 現在、良好な河川景観が失われているところについては、改善を図ることを基本とします。

